

**新型コロナウイルス感染症に対応した  
伊丹市立学校園の再開後の対応について**  
〔保護者向け〕

令和2年（2020年）6月

伊丹市教育委員会



## はじめに

3 か月にも及ぶ臨時休業は、これまで誰も経験したことがなく、生活習慣の乱れや学力・体力の低下、友だちに会えないストレスなど、長期にわたる休校が子どもたちに与えた影響は計り知れないものがあります。

学校は、これら1つ1つの課題に真正面から向き合い、計画的に生活リズムの確立や心のケア、学力・体力の育成等に取り組んでいかなければなりません。

そして、何より大切なことは、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、手洗いや咳エチケット、3密の回避、こまめな消毒など「感染防止対策」の徹底です。

この2つの視点を念頭に、学校再開にあたり、『新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校再開ガイドライン』を策定し、伊丹市感染症対策本部会議や校長会等で共通理解を図ってまいりました。

保護者の皆さまには、学校再開後の具体的な取組を理解いただくために上記ガイドラインに基づき、「新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園の再開後の対応について（保護者向け）」を策定しました。

今後は、新型コロナウイルスとうまく共生しながら、教育活動を展開していかなければなりません。保護者の皆さまのご理解とご協力を得て、円滑な教育活動を実践できるよう全力で取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和2年6月

伊丹市教育長 木下 誠

# 目 次

<b>1 保健管理等について</b> .....	—1—
(1) 感染症対策	
(2) 出席停止等の扱い	
(3) 医療的ケアが日常的に必要な園児児童生徒や基礎疾患等のある園児児童生徒	
(4) 学校園単位の臨時休業	
(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	
(6) 定期健康診断	
<b>2 学校教育活動について</b> .....	—3—
(1) 長期休業	
(2) 学校行事	
(3) 学期の設定	
(4) 再開後の取組	
(5) 各教科における感染症対策等	
(6) 部活動	
(7) 学校給食	
<b>3 再び臨時休業となった場合の対応について</b> .....	—6—
<b>4 その他</b> .....	—7—
(1) 学校園施設の施設開放	
(2) 就学援助等	
(3) 「児童くらす」等のための教室の活用等	

保護者の皆様へ（協力をお願い）

# 1 保健管理等について（主な内容）

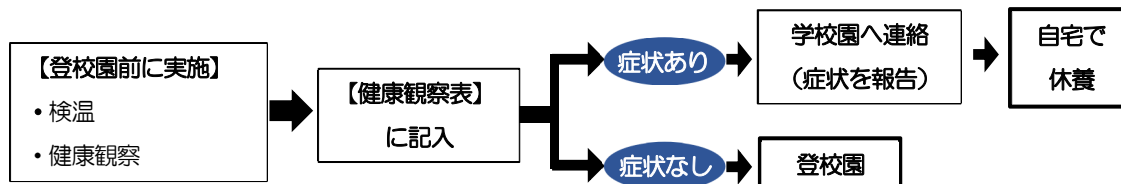
## （1）感染症対策

### 1）基本的な感染症対策の実施

#### ① 感染源を絶つ

- 登校時に健康観察表による健康確認を行う。

※ 検温、健康観察を忘れて登校した場合は、学校園で検温及び健康観察を行う（サイン漏れを含む）



- 登校後に発熱や風邪等症状が見られた場合は、速やかに家庭へ連絡し、自宅で休養する。

※ 感染拡大防止のため、待機場所を設ける

※ 児童生徒は、迎えまで待機場所で待機させる

#### ② 感染経路を絶つ

- 正しい手の洗い方を指導し、石けんなどを使ったこまめな手洗いを徹底する。

（外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後 等）

- 咳エチケットの指導を徹底する。
- タオルやハンカチ、文具などを共用しない。（用具の貸し借りをしない）
- 消毒液を使って複数の児童生徒が触れる箇所を消毒する。

※ 除菌用アルコール製剤や微酸性電解水等でドアノブや手すり、スイッチ等を消毒する

- 学校園生活において通常、マスクを着用する。

（色や素材は制限しない）

#### ③ 抵抗力を高める

症状の軽減や発症予防の観点から、身体がウイルスに攻撃された時に備え、普段から身体の抵抗力（免疫力）を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける。

### 2）集団感染のリスクへの対応

これまでに集団感染が確認された場に共通する、3つの密（密閉・密集・密接）が同時に重なる場を徹底的に避けるとともに、1つ1つの条件が発生しないようにする。

- 気候上可能な限り常時、2方向の窓や教室出入口をそれぞれ1つ以上開けて換気する。

（授業中は必ずしも広く開ける必要はないが、休み時間ごとには窓を広く開けて換気すること）

- 換気した際には、衣類による温度調整にも配慮する。
- 教室等の机は間隔を空けて配置し、身体的距離を確保する。

※ 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないよう配慮する

※ 必要に応じて学級を複数のグループに分け、使用していない教室等を活用する

- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- 近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないように咳エチケットを徹底する。
- 対面とならないようにするなど、飛沫対策に配慮する。

## (2) 出席停止等の扱い

- ・児童生徒が感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とする。
- ・児童生徒に発熱や風邪症状等が見られた場合は、出席停止とする。
- ・感染の不安や心配により登校できない場合も、当面の間は出席停止の扱いとする。
- ・同居者が濃厚接触者に特定された場合や、風邪症状等が続いた場合も同様の扱いとする。

## (3) 医療的ケアが日常的に必要な園児児童生徒や基礎疾患等のある園児児童生徒

医療的ケアを必要とする園児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）については、特に配慮が必要である。

- ・「医療的ケア児」や「基礎疾患児」の登校園は、主治医や学校医等に相談の上で判断する。
- ・登校園すべきでないと判断された場合、出席停止の扱いとする。
  - ※ 指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録する
- ・校園外活動を実施する際は共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所を避ける。

## (4) 学校園単位の臨時休業

- ・当面の間、学校園関係者（園児児童生徒、教職員）に感染が判明した場合、当該学校園を原則2週間の『臨時休業』とする。
  - ※ 臨時休業の期間については、保健所等の助言を基に、市教委と協議の上で決定する。
  - ※ 感染拡大防止の観点から、学校園の再開時点では上記の対応とし、感染の状況に応じて専門機関と協議の上、基準を見直す

## (5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別

- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、園児児童生徒に対して、発達段階に応じた指導を行う。
- ・偏見や差別が生じないよう、学校園通信等を通じて家庭への啓発を行う。

## (6) 定期健康診断

1学期に予定していた健康診断は、医師会、歯科医師会との協議により、原則2学期以降に実施する。

- ・日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、園児児童生徒の健康状態の把握に努め、学校医・学校歯科医等と連携し、必要に応じて健康相談や保健指導を実施する。
- ・定期健康診断を実施する際は、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう対策を講じる。

## 2 学校教育活動について

### (1) 長期休業

3ヶ月におよぶ休校により失われた欠時数を補うため、長期休業中に授業を実施する。

- ・夏季休業の期間を8月1日（土）～16日（日）とする。
- ・小学6年生及び中学3年生は、休業期間を8月8日（土）～16日（日）とする。
- ・冬季休業の期間を12月29日（火）～1月5日（火）とする。

### (2) 学校行事

学校行事は学校生活に潤いを与えるものであるが、「3密」の回避が極めて困難なことから、以下の行事については、中止若しくは縮小する。

中止する行事		
体育大会	音楽会（小学校）	合唱コンクール及び学習発表会の舞台発表（中学校）
修学旅行	交歓音楽会	林間学校
縮小する行事		
・環境体験学習（小学校3年）・・・・・・年間1回に縮小		
・自然学校（小学校5年）・・・・・・宿泊を伴わない体験学習（1回）に縮小		
・トライやる・ウィーク（中学校2年）・・・・地域と連携した活動等（1回）に縮小		

### (3) 学期の設定（小・中・特別支援学校）

教育活動の充実を図るため、学期の設定は下記のとおりとする。

1学期		2学期		3学期	
始業式	終業式	始業式	終業式	始業式	修了式
4月7日	8月31日	9月1日	12月28日	1月6日	3月25日

### (4) 再開後の取組

#### 1) 確かな学力の育成

長期の休業により、生活習慣の乱れや学力・体力の低下などが想定されることから、これらの状況を見極め、子どもがスムーズに学校での学びを再開できるよう配慮しながら指導にあたる。

#### ① 学校再開後すぐに取り組むことについて

- ・臨時休業中の宿題を点検及び丁寧な指導をする。
- ・学校での学習のきまりや方法を身に付ける。
- ・宿題等、毎日計画的に家庭学習を行う習慣を身に付ける。
- ・アンケート等を実施し、学習状況を把握する。
- ・教材の精選を含めた教育課程の見直しを行う。

#### ② 授業で大切にすることについて

- ・教科書を丁寧に指導する。
- ・主体性を育むための「見通し」と「振り返り」、「めあて」と「まとめ」を行う時間を確保する。
- ・コロナによる臨時休業中に感じたこと等をまとめ、生活に生かせるようにする。

- ③ 一人ひとりの学びを保障することについて
  - ・必要に応じて、放課後や夏季休業中等に個別の指導を行う。
  - ・個に応じた習熟度別授業や少人数授業を行う。
- ④ 学校再開後、1年を見通して取り組むことについて
  - ・適切な時期に、今後配布される全国学力・学習状況調査を活用し、状況を把握し対策を講じる。
  - ・子どもと教員がスムーズにオンライン学習を実施できるように準備する。  
(全ての対応において、PDCAサイクルを確立する)

## 2) 豊かな心の育成

長期の休業により、登校や学校生活、学習などについて不安を抱えている子どもたちが一定数いることが想定されるため、それらの状況を客観的に把握し指導にあたる。

また、不安から落ち着きがなくなったり、不安の裏返しとして言動が荒れたり、友だちと会える喜びから気持ちのコントロールが難しくなったりする子どもたちが想定されるため、授業再開後2週間程度は、特に丁寧に、傾聴的な態度を基本として指導にあたる。

### ① 実態の把握

- ・ストレスチェックを実施する。(スクールカウンセラーの活用)  
(担任、学年の先生、養護教諭、スクールカウンセラー、ひょうごっ子なやみ相談等)
  - ※ 調査により、状況を把握するとともに、子どもたちに相談できる相手を周知する

### ② 心のケア週間の実施(再開後2週間)

- ・スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。(週2回)
- ・相談体制を確立する。(学校全体で取り組む)
  - ※ ゆとりを持って子どもたちと向き合えるように、放課後の会議や2週間分の教材準備や指導計画はとくに丁寧に事前に行っておく
  - ※ 気になる子どもの情報を共有したり放課後を活用して面談を行ったりする
- ・全ての子どもたちとの会話を心がける。
  - ※ 文書でのやりとりや挨拶、休み時間の会話も含む
  - ※ よく聞き、認める

## 3) 健やかな体の育成

臨時休業に伴い、体育授業や休み時間、部活動など、体を動かす機会が失われたことにより、多くの児童生徒が運動不足となっている。

この課題を解決するために、運動の「質の確保」と「機会の確保」、「意欲の向上」の3つの視点から、家庭と学校が連携し、計画的・継続的に取り組む。

### ① 質の確保

- ・体育授業開始時に、サーキットトレーニングや補強運動を実施する。
  - ※ 様々な運動(遊び)を行う上で最低限必要となる基礎体力を高めることで、運動不足を補うことを目的とする
  - ※ 運動不足による主な課題である「体幹」「筋力(特に大きな筋肉)」「柔軟性(可動域)」という視点で、単元を超えて実施する
- ・体育授業を通じて、児童生徒の体力の現状を把握し、課題の解決に努める。
  - ※ 体力調査にある種目(50m走)の実施等により現状を把握する



## ② 機会の確保

- 体育授業において、実施時期の変更や実施方法を工夫する。
- 部活動において、実施方法等を工夫する。
- 休み時間における外遊びを奨励する。
- 家庭における運動機会の充実を図る。

※ 家庭や一人で実施できるものとし、達成感を実感しやすいものとするよう配慮する

## ③ 意欲の向上

- 学習カード（がんばりカード等）の活用により、意欲の向上を図る。
- 国等が示す動画や資料等を効果的に活用し、意欲の向上を図る。

## （5）各教科における感染症対策等（主な内容）

- 各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導するなどの感染症対策を講じた上で新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業を工夫する。
- 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- 感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い教育活動については、当面の間行わない。

※ 学校園の規模や施設状況等により、実施内容が異なる場合がある

## （6）部活動（主な内容）

生徒の健康、安全の確保のため、「3つの条件」が重ならないよう実施内容を工夫する。

- 感染拡大防止の観点から、6月1日（月）～14日（日）の間は、部活動は行わない。
- 感染拡大防止の観点から、当面の間朝練習は行わない。
- 当面の間、活動場所は校内に限り、2時間を上限とする。
- 当面の間、活動日は週当たり平日を3日以内、休日を1日以内（計4日以内）とする。
- 活動前と終了後の手洗いを徹底する。
- 生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い部活動や、向かい合って発声したりする部活動については、当面の間密集せずに距離を取って行うことができる活動内容のみとする。
- 部活動で使用する用具については、使用前に消毒を行い、不必要に共用しない。
- 屋内や体育館で実施する部活動については、ドアや窓を開けて換気する。

### (7) 学校給食（主な内容）

- 給食は、以下の日程から提供を開始する。

[6月1日（月）から学校が再開された場合の給食開始日]

- 小学校（1年）・・・・・・6月17日（水）
- 小学校（2～6年）・・・・6月15日（月）
- 中学校・・・・・・・・・6月15日（月）

- 給食前後の手洗いや机を前に向ける、喫食中の会話を控える等の感染症対策を徹底する。
- 給食当番は、エプロン、マスクを着用した後で、必ず手洗いをする。
  - ※ 家庭科等で使用する個人持ちのエプロンを使用してもよい
- 給食に不安があり欠食を希望する家庭については、弁当の持参を認める。
- 「欠食の希望」若しくは「欠席」のため、給食を止める場合は、欠食・停止の手続きを行う。
  - ※ 欠食の期間が決まっている場合は、「学校給食欠食届出書」の提出が必要となる
  - ※ 欠食の期間が決まっていない場合は、「学校給食停止（再開）届出書」の提出が必要となる
  - ※ 欠食・停止（再開）は、手続きの4日後からが対象となるため、十分に注意が必要である
  - ※ 5日間以上連続して欠食する場合は精算の対象となる

## 3 再び臨時休業となった場合の対応について

今後の状況によっては、再び臨時休業となることも想定される。「子どもたちの学び」等を止めないため、ICT を積極的に活用するとともに、従来のプリントも併せて活用するなど、様々な方法により、子どもたちの「学びの保障」「心のケア」「運動不足の解消」の支援を行っていく。

### 1) 学びの保障

- 各学校の進度にあった授業動画等を配信する。
- 教科書に準拠したプリントを配布する。
- 授業の進度等に対応したオンライン学習を実施する。
- 基本的な生活習慣確立のための生活計画表を作成する。（生活や学びの見える化）
- 家庭学習プリント「みんなの学習クラブ」を活用する。

### 2) 心のケア

- 電話や家庭訪問等を通じて、児童生徒の心身の健康状態の把握を行う。
- 特別な支援が必要な児童生徒については、電話や面談等によるきめ細かな対応を行う。

### 3) 運動不足の解消

- 国等が示す動画や資料等を効果的に活用し、家庭における運動機会の充実を図る。
  - ※ 兵庫県教育委員会事務局体育保健課学校体育班動画サイト

[http://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/taiiku-bo/htdocs/?page\\_id=35](http://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/taiiku-bo/htdocs/?page_id=35)

## 4 その他

### (1) 学校園施設の施設開放

- ・市の公共施設の閉鎖期間または部活動自粛期間は、学校園施設開放を中止とする。
- ・当該学校園が臨時休業となった場合、学校園施設開放を中止とする。
  - ※ 市の公共体育施設の状況等を鑑みながら、場合によっては屋外施設のみから開放する等段階的な実施を検討する
  - ※ 施設開放実施中における基本的な保健衛生管理や活動内容の制限については、学校部活動における対応に準じる

### (2) 就学援助等

- ・就学援助の申請は、年度末まで随時受け付けているため、従来通りの対応とする。
- ・市立高等学校授業料等は、「伊丹市立高等学校授業料等徴収条例」及び「伊丹市立高等学校授業料等徴収条例施行規則」において減免規定が定められていることから、規定に基づき対応する。
  - ※ 家計が急変した学生等への支援については、高等学校修学支援制度について周知する

### (3) 「児童くらぶ」等のための教室の活用等

密集を回避し、感染を防止する観点から、一定のスペースを確保する。

特に、おやつや昼食など飲食を伴う場面では、マスクをはずした活動になり、感染リスクが高まることから、スペースを確保する。

- ・教室や図書室、運動場、体育館等の使用については、児童くらぶ等の希望を勘案し、学校施設の利用を認めるなど、柔軟に対応する。
- ・活動中、児童に発熱、体調不良等の症状が見られた場合は、保護者のお迎えまでの間、速やかに児童を隔離する必要があるが、児童くらぶの部屋の数や構造によって隔離することが難しい場合もあることから、保健室等の利用を認めるなど、必要な支援に対して柔軟に対応する。

### 保護者の皆様へ(協力をお願い)

#### ① 健康観察の実施

- ・ご家庭で毎朝の検温と健康観察を実施し、健康観察表に記入してください。(サインも必要です)
- ・発熱や風邪症状がある場合は登校させずに、自宅で休養させてください。(出席停止とします)
- ・学校で発熱や風邪症状が見られた場合は早退としますので、自宅で休養させてください。
  - ※ 症状が見られた時点で家庭へ連絡しますので、迎えをお願いします

#### ② 持ち物(感染防止策)の徹底

- ・登校園の際は、必ずマスクを着用させてください。(色や素材は制限しません)
  - ※ 学校園生活では通常、マスクを着用することになります
- ・自分用のタオルやハンカチ、ティッシュを持たせてください。
  - ※ 文具なども共用できませんので、忘れ物にご注意ください

#### ③ 生活習慣の確立

- ・抵抗力を高めるために、普段から規則正しい生活ができるようお願いします。